う。）を行うことができる。中間弁済を行う場合も、外貨建債権については、円貨建債権に変更せず、外貨建債権のまま弁済する。

中間弁済を行う場合は、管財人が任意に定める中間弁済基準日の時点で確定している元本等に対し、裁判所の許可を得てから１か月以内に、管財人の定める弁済率（以下「中間弁済率」という。）を乗じた金額を弁済する。なお、中間弁済は、弁済をするのに適当な金銭があると認められる都度、複数回行うことができる。

3　追加弁済及び追加免除

⑴　追加弁済

①全ての資産の換価・回収が完了し、②確定更生債権等に対する第３章に定める弁済が完了し、③全ての更生債権等の額が確定し、未確定更生債権に対する第４章第２節（未確定更生債権の措置）に定める第１回弁済を完了し（中間弁済を実施した場合は第１回弁済に加えて中間弁済も完了し）、かつ、④清算費用を含む共益債権及び優先的更生債権に対する弁済を控除しても、⑤なお余剰が存在する場合には、裁判所の許可を得て、その他一般更生債権に対し、裁判所の許可を得てから１か月以内に、元本等に按分して弁済（以下「追加弁済」という。）を行う。なお、追加弁済を行う場合も、外貨建債権については、円貨建債権に変更せず、外貨建債権のまま弁済する。余剰が存在しない場合には、管財人は、更生債権者に対して、その旨の通知をする。

⑵　追加免除

その他一般更生債権のうち、元本等については、追加弁済日の翌日に、元本等から第１回弁済及び追加弁済の弁済額合計額（中間弁済を実施した場合は中間弁済額を含む。）を控除した残額につき免除を受ける。

ただし、追加弁済を実施しない場合には、管財人が「追加弁済を実施しない旨の通知」を発送した日に、元本等から第１回弁済において弁済を受けた額（中間弁済を実施した場合は中間弁済額を含む。）を控除した残額について免除を受ける。

4　外貨建債権の特則

中間弁済率及び追加弁済率の計算の基準となる元本等のうち、外貨建債権の元本等の金額については、以下のレート（平成28年３月31日時点の株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行の直物為替公表建値）によって円換算した金額を用いて算出する。円換算において生じる１円未満の端数は切り捨てる。

外貨建債権	換算レート
１米ドル（ＵＳ＄）	112.68円
１シンガポールドル（ＳＧＤ）	83.31円
１ユーロ（€）	127.70円
１ペソ（₱）	2.46円

第４節　権利の変更及び弁済方法に関するその他の事項

第１　弁済の場所等

本更生計画による弁済は、全て、更生会社の日本における営業所において行う。

ただし、更生担保権者又は更生債権者が特定の銀行等の口座への振込みを、文書をもって求めたときは、更生担保権者又は更生債権者の求める銀行等の口座への振込みにより弁済を行う。この場合、振込費用は更生会社の負担とする。

弁済期限が銀行休業日に当たるときは、その直後の銀行営業日をもって弁済期限とする。

第２　放棄・取下債権等の取扱い

更生手続開始決定日（平成27年12月31日）以降完済までに、更生担保権又は更生債権の一部の放棄若しくは届出の取下げ又は相殺があったときは、放棄又は届出の取下げ後の債権額に基づいて本章の基準を適用し、その結果算出した金額を弁済額とする。

第３　債権譲渡等の場合の取扱い

更生手続開始決定日（平成27年12月31日）以降に更生担保権又は更生債権の譲渡又は移転があったときは、更生計画の権利の変更及び弁済の方法の定めは、譲渡又は移転前の債権額を基準として適用する。一部譲渡又は一部移転があった場合、新旧権利者は、譲渡又は移転後の債権額に応じて、免除額を按分負担し、弁済額を按分取得する。

第４　端数処理

更生担保権又は更生債権に対する権利変更に伴う計算においては、債務免除額につき各通貨の以下の単位額未満の端数は切り捨て、弁済額につき単位額未満の端数は切り上げる。

また、本更生計画の実行に伴う按分その他計算において、単位額未満の端数が生じたときは、特に定めがある場合を除き、この端数は切り上げる。

通貨	単位額
円	１円
米ドル（ＵＳ＄）	0.01米ドル
シンガポールドル（ＳＧＤ）	0.01シンガポールドル
ユーロ（€）	0.01ユーロ
ペソ（₱）	0.01ペソ

第５　反対債権がある場合の処理

更生会社が、更生債権者等に対し本更生計画に基づき更生債権等を弁済するに当たり、更生債権者等に対して弁済期の到来した債権を有する場合、管財人は、当該債権を自働債権とし、本更生計画に基づく権利変更後の更生債権等を受働債権として、対当額にて相殺の上、残額を弁済することができる。

第４章　未確定更生債権等に対する措置

第１節　未確定更生債権等

第１　未確定更生担保権

管財人は、別表９－１「未確定更生担保権一覧表」記載の更生担保権（以下「未確定更生担保権」という。）に関し、同表「認めない額」欄記載の額についてこれを認めなかったところ、更生債権等査定の申立てがなされ、現在係属中である。

第２　未確定更生債権

管財人は、別表９－２「未確定更生債権一覧表」記載の更生債権（以下「未確定更生債権」といい、未確定更生担保権と合わせて「未確定更生債権等」という。）に関し、同表「認めない額」欄記載の額についてこれを認めなかったところ、更生債権等査定の申立てがなされ、現在係属中である。

第２節　未確定更生債権等の措置

第１　未確定更生担保権

1　確定前の取扱い

未確定更生担保権については、確定するまでの間、弁済を実施しない。

また、未確定更生担保権を有する債権者が、他に更生債権等を有する場合には、未確定更生債権等の全てが確定するまでの間、当該債権者に対し、一切の弁済を実施しない。

なお、確定前においても、未確定更生担保権について、第３章第１節第２、２、同４及び同７（ただし、弁済に関する規定を除く。）の定めを準用する。この場合、「船舶更生担保権者」を「未確定更生担保権者」に読み替える。

2　確定後の取扱い

更生担保権者との間で、未確定更生担保権が確定したとき（前記１後段の場合には、当該債権者が有する未確定更生債権等の全てが確定したとき。）は、更生担保権として確定した額については、第３章第１節（ただし、その性質に反しない限り同節第２の定めを準用する。）及び第４節の定めを、一般更生債権として確定した額については、第３章第３節第２款及び第４節の定めを、それぞれ適用する。

ただし、更生担保権として確定した額の弁済期は、第３章第１節で定められた弁済期と未確定更生担保権が確定した日から１か月後の日が属する月の末日のいずれか遅い日とする。一般更生債権として確定した額の弁済方法については、後記第２、２による。